

北陸信越運輸局報



明日の交通・環境を創造します。

平成 3年 8月11日（水曜日） 第654号

<http://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/>

目 次

公 示	△「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の判断結果について」の一部改正について	・・・P1
	△「準特定地域における適正と考えられる車両数について」の一部改正について	・・・P1
	△「準特定地域において営業方法の制限を行う場合の減休車率について」の一部改正について	・・・P2
	△「特定地域における適正と考えられる車両数について」の廃止について	・・・P2
	△「準特定地域における期間限定減車の取扱いについて」の一部改正について	・・・P2
	△一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の許可等に係る事前試験の合格者について	・・・P2
	△一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請	・・・P3
許認可等	△一般貨物自動車運送事業（一般）の許可	・・・P4
行政処分	△貨物自動車運送事業の許可の取消し処分について	・・・P4

○ 公 示

■ 公示第20号（自動車交通部）

「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の判断結果について」の一部改正について

「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の判断結果について」（令和2年8月28日付け公示第18号）を別紙のとおり一部改正する。

令和3年8月1日

北陸信越運輸局長 平井 隆志

※別紙はP5～P7参照

■ 公示第21号（自動車交通部）

「準特定地域における適正と考えられる車両数について」の一部改正について

「準特定地域における適正と考えられる車両数について」（平成27年8月19日付け公示第35号）を別紙のとおり一部改正する。

令和3年8月1日

北陸信越運輸局長 平井 隆志

※別紙はP 8～P 1 2 参照

■公示第 2 2 号（自動車交通部）

「準特定地域において営業方法の制限を行う場合の減休車率について」の一部改正について

「準特定地域において営業方法の制限を行う場合の減休車率について」（平成 2 8 年 1 1 月 4 日付け公示第 5 2 号）を別紙のとおり一部改正する。

令和 3 年 8 月 1 日

北陸信越運輸局長 平井 隆志

※別紙はP 1 3～P 1 4 参照

■公示第 2 3 号（自動車交通部）

「特定地域における適正と考えられる車両数について」の廃止について

「特定地域における適正と考えられる車両数について」（平成 2 7 年 8 月 1 0 日付け公示第 3 1 号）は、指定する対象地域が無くなったことから廃止する。

令和 3 年 8 月 1 日

北陸信越運輸局長 平井 隆志

■公示第 1 9 号（自動車交通部）

「準特定地域における期間限定減車の取扱いについて」の一部改正について

「準特定地域における期間限定減車の取扱いについて」（平成 2 3 年 5 月 2 0 日付け公示第 1 2 号）を別紙のとおり一部改正する。

令和 3 年 7 月 3 0 日

北陸信越運輸局長 平井 隆志

※別紙はP 1 5～P 1 7 参照

■公示第 2 6 号（自動車交通部）

一般乗用旅客自動車運送事業（1 人 1 車制個人タクシーに限る。）の許可等に係る事前試験の合格者について

令和 3 年 8 月 2 日

北陸信越運輸局長 平井 隆志

「一般乗用旅客自動車運送事業（1 人 1 車制個人タクシーに限る。）の許可等に係る法令及び地理の試験について」（平成 1 4 年 7 月 1 日付け公示第 2 3 号）に基づき、令和 3 年 7 月 2 6 日に実施した事前

試験合格者を下記のとおり発表する。

記

【法令のみ】

営業区域	合格者受験番号
新潟交通圏	202107 新潟 01
新潟交通圏	202107 新潟 02
金沢交通圏	202107 金沢 01
金沢交通圏	202107 金沢 02
金沢交通圏	202107 金沢 03

個人タクシー事前試験結果

【試験実施日：令和3年7月26日】

	法令試験 (40点満点)
申込者数	5人
合格者数	5人
最高点	40点
最低点	39点
平均点	39.6点

■ 公示第31号（自動車交通部）

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

本件について意見聴取の申請をしようとするときは、公示の日から10日以内に下記に掲げる事項を記載した文書を当該申請事案を管轄する運輸支局長を経由し運輸局長あて提出されたい。

なお、郵送による申請の場合にあっては、消印が公示の日から10日以内のものとする。

記

1. 申請者の氏名又は名称（住所並びに代表者の氏名省略）
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和3年8月11日

北陸信越運輸局長 平井 隆志

（事案の件名） 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請

事案番号	申請者の氏名又は名称 (法人番号)	運賃 ブロック	事案の概要		
			運賃及び料金の種類	現行	申請
3旅第5号	泉観光バス株式会社 (5110001011567)	新潟県 B地区	時間制運賃の変更（事案の概要は別紙のとおり）		

※別紙はP 18参照

○ 許 認 可 等

■一般貨物自動車運送事業（一般）の許可（自動車交通部）

事業者名(法人番号)	代表者	許可年月日	主たる事務所の位置	車両数
株式会社長野自動車販売 (7100001002375)	代表取締役 市川 文弘	R3.7.14	長野県長野市大字津野392番地	5
アシスト運輸株式会社 (3230001018593)	代表取締役 池端 賢二	R3.7.28	富山県富山市萩原535番地1	5

○ 行 政 処 分

■貨物自動車運送事業の許可の取消し処分について（自動車交通部）

処分年月日	令和3年8月6日
事業者の名称	有限会社南佐久葬祭
事業者の所在地	長野県佐久市下越610-4
営業所の名称及び所在地	本社営業所 長野県佐久市下越611-2
行政処分の内容	貨物自動車運送事業法第33条の規定に基づく許可の取消し処分
主な違反条項	貨物自動車運送事業法第32条
違反行為の概要	所在不明事業者であることを端緒として調査を実施したところ、相当の期間事業を行っていないものと認められた。
違反点数（事業者）	0点
違反点数（営業所）	—

以 上

別紙 準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の判断結果について

新	旧
<p data-bbox="465 320 763 347">公 示</p> <p data-bbox="136 392 300 419">公示第18号</p> <p data-bbox="244 496 990 555">準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の判断結果について</p> <p data-bbox="109 600 1117 730">平成26年1月27日付け公示「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の判断結果を下記のとおり定めたので公示する。 なお、需給状況の判断結果の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p data-bbox="136 810 376 837">令和2年8月28日</p> <p data-bbox="539 914 913 941">北陸信越運輸局長 野津 真生</p>	<p data-bbox="1496 320 1794 347">公 示</p> <p data-bbox="1171 392 1335 419">公示第18号</p> <p data-bbox="1276 496 2022 555">準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の判断結果について</p> <p data-bbox="1144 600 2152 730">平成26年1月27日付け公示「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の判断結果を下記のとおり定めたので公示する。 なお、需給状況の判断結果の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p data-bbox="1171 810 1411 837">令和2年8月28日</p> <p data-bbox="1570 914 1944 941">北陸信越運輸局長 野津 真生</p>

記

令和2年度における需給状況の判断結果

都道府県	営業区域名 (交通圏)	必要車両数 (両)	令和元年度末 車両数 (両)	増加可能 車両数 (両)
新潟県	長岡交通圏	205	300	▲95
	上越交通圏	122	156	▲34
	柏崎市A	47	85	▲38
	新発田市A	45	57	▲12
	<u>新潟交通圏</u>	<u>628</u>	<u>1009</u>	<u>▲381</u>
長野県	松本交通圏	314	498	▲184
	上田市A	57	86	▲29
	飯田市A	103	170	▲67
	<u>長野交通圏</u>	<u>329</u>	<u>646</u>	<u>▲317</u>
富山県	高岡・氷見交通圏	124	196	▲72
	砺波市B、南砺市	22	40	▲18
	富山交通圏	227	401	▲174
石川県	金沢交通圏	892	1268	▲376
	南加賀交通圏	141	247	▲106

※上記「令和元年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第9項に定める事業用自動車（個人タクシーを除く。）の数である。

附 則

本公示は、令和2年度の準特定地域における法人タクシー（一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。））の新規許可申請、条件解除の承認申請、営業区域の設定に係る事業計画変更認可申請、増車に係る事業計画変更認可申請、休車の解除に係る事業計画変更認可申請及び個人タクシーの新規許可申請について適用する。

附 則（令和3年8月1日付け公示第20号で一部改正）
この公示は、令和3年8月1日から適用する。

記

令和2年度における需給状況の判断結果

都道府県	営業区域名 (交通圏)	必要車両数 (両)	令和元年度末 車両数 (両)	増加可能 車両数 (両)
新潟県	長岡交通圏	205	300	▲95
	上越交通圏	122	156	▲34
	柏崎市A	47	85	▲38
	新発田市A	45	57	▲12
	松本交通圏	314	498	▲184
長野県	上田市A	57	86	▲29
	飯田市A	103	170	▲67
	高岡・氷見交通圏	124	196	▲72
富山県	砺波市B、南砺市	22	40	▲18
	富山交通圏	227	401	▲174
石川県	金沢交通圏	892	1268	▲376
	南加賀交通圏	141	247	▲106

※上記「令和元年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第9項に定める事業用自動車（個人タクシーを除く。）の数である。

附 則

本公示は、令和2年度の準特定地域における法人タクシー（一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。））の新規許可申請、条件解除の承認申請、営業区域の設定に係る事業計画変更認可申請、増車に係る事業計画変更認可申請、休車の解除に係る事業計画変更認可申請及び個人タクシーの新規許可申請について適用する。

(別紙)

1. 新潟県
(1)～(5)略

(6)新潟交通圏

1. 輸送需要量の算定

平成27年度 総実車キロ	平成28年度 総実車キロ	平成29年度 総実車キロ	平成30年度 総実車キロ	令和元年度 総実車キロ	輸送需要量
18,294,317	17,333,232	17,224,986	16,420,467	15,056,592	14,649,454

2. 必要車両数の算定

必要車両数 $A \div (B \times C \div D) \div E \div F$	需要量 A	総走行キロ (前5年間平均) B	平成13年度 実車率 C	延べ実働車両数 (前5年間平均) D	E	実働率 F
628	14,649,454	42,208,704	0.42	247,560	366	0.90

2. 長野県
(1)～(3)略

(4)長野交通圏

1. 輸送需要量の算定

平成27年度 総実車キロ	平成28年度 総実車キロ	平成29年度 総実車キロ	平成30年度 総実車キロ	令和元年度 総実車キロ	輸送需要量
8,670,846	8,169,690	7,653,211	7,318,274	6,631,645	6,209,788

2. 必要車両数の算定

必要車両数 $A \div (B \times C \div D) \div E \div F$	輸送需要量 A	総走行キロ (前5年間平均) B	平成13年度 実車率 C	延べ実働車両数 (前5年間平均) D	E	実働率 F
329	6,209,788	19,056,544	0.45	151,247	366	0.90

3. ～4. 略

(別紙)

1. 新潟県
(1)～(5)略

2. 長野県
(1)～(3)略

3. ～4. 略

新	新
<p data-bbox="456 320 757 352">公 示</p> <p data-bbox="141 395 315 427">公示第35号</p> <p data-bbox="271 504 943 536">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p data-bbox="114 651 1099 791">特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。</p> <p data-bbox="141 799 882 831">なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p data-bbox="141 906 421 938">平成27年8月19日</p> <p data-bbox="591 1015 987 1046">北陸信越運輸局長 江角 直樹</p> <p data-bbox="591 1126 622 1158">記</p> <p data-bbox="197 1198 461 1230">別添のとおりとする。</p> <p data-bbox="197 1305 792 1369">附 則 この公示は、平成27年8月19日から適用する。</p> <p data-bbox="197 1409 949 1473">附 則（平成28年7月15日付け公示第24号で一部改正） この公示は、平成28年7月15日から適用する。</p>	<p data-bbox="1608 320 1780 352">公 示</p> <p data-bbox="1155 395 1330 427">公示第35号</p> <p data-bbox="1290 504 1962 536">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p data-bbox="1128 651 2114 791">特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。</p> <p data-bbox="1155 799 1897 831">なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p data-bbox="1155 906 1435 938">平成27年8月19日</p> <p data-bbox="1603 1015 2000 1046">北陸信越運輸局長 江角 直樹</p> <p data-bbox="1603 1126 1635 1158">記</p> <p data-bbox="1211 1198 1476 1230">別添のとおりとする。</p> <p data-bbox="1211 1305 1807 1369">附 則 この公示は、平成27年8月19日から適用する。</p> <p data-bbox="1211 1409 1964 1473">附 則（平成28年7月15日付け公示第24号で一部改正） この公示は、平成28年7月15日から適用する。</p>

附 則（平成28年8月1日付け公示第32号で一部改正）
この公示は、平成28年8月1日から適用する。

附 則（平成29年8月22日付け公示第29号で一部改正）
この公示は、平成29年8月22日から適用する。

附 則（平成29年10月1日付け公示第44号で一部改正）
この公示は、平成29年10月1日から適用する。

附 則（平成30年8月24日付け公示第36号で一部改正）
この公示は、平成30年8月24日から適用する。

附 則（平成31年4月5日付け公示第2号で一部改正）
この公示は、平成31年4月5日から適用する。

附 則（令和元年8月23日付け公示第36号で一部改正）
この公示は、令和元年8月23日から適用する。

附 則（令和2年4月1日付け公示第99号で一部改正）
この公示は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年8月28日付け公示第19号で一部改正）
この公示は、令和2年8月28日から適用する。

附 則（令和3年8月1日付け公示第21号で一部改正）
この公示は、令和3年8月1日から適用する。

附 則（平成28年8月1日付け公示第32号で一部改正）
この公示は、平成28年8月1日から適用する。

附 則（平成29年8月22日付け公示第29号で一部改正）
この公示は、平成29年8月22日から適用する。

附 則（平成29年10月1日付け公示第44号で一部改正）
この公示は、平成29年10月1日から適用する。

附 則（平成30年8月24日付け公示第36号で一部改正）
この公示は、平成30年8月24日から適用する。

附 則（平成31年4月5日付け公示第2号で一部改正）
この公示は、平成31年4月5日から適用する。

附 則（令和元年8月23日付け公示第36号で一部改正）
この公示は、令和元年8月23日から適用する。

附 則（令和2年4月1日付け公示第99号で一部改正）
この公示は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年8月28日付け公示第19号で一部改正）
この公示は、令和2年8月28日から適用する。

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		令和元年度末 車両数(両)	令和元年度末車両数 と適正車両数(上限) との乖離率(%)
		上限	下限		
新潟	長岡交通圏	231	205	300	23.0
	上越交通圏	137	122	156	12.2
	柏崎市 A	53	47	85	37.6
	新発田市 A	51	45	57	10.5
	新潟交通圏	706	628	1,009	30.0
長野	松本交通圏	353	314	498	29.1
	上田市 A	64	57	86	25.6
	飯田市 A	116	103	170	31.8
	長野交通圏	371	329	646	42.6
富山	高岡・氷見交通圏	139	124	196	29.1
	砺波市 B、南砺市	24	22	40	40.0
	富山交通圏	256	227	401	36.2
石川	金沢交通圏	1,003	892	1,268	20.9
	南加賀交通圏	158	141	247	36.0

※上記「令和元年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。))を除く。)の数である。

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		令和元年度末 車両数(両)	令和元年度末車両数 と適正車両数(上限) との乖離率(%)
		上限	下限		
新潟	長岡交通圏	231	205	300	23.0
	上越交通圏	137	122	156	12.2
	柏崎市 A	53	47	85	37.6
	新発田市 A	51	45	57	10.5
	新潟交通圏	706	628	1,009	30.0
長野	松本交通圏	353	314	498	29.1
	上田市 A	64	57	86	25.6
	飯田市 A	116	103	170	31.8
富山	高岡・氷見交通圏	139	124	196	29.1
	砺波市 B、南砺市	24	22	40	40.0
	富山交通圏	256	227	401	36.2
石川	金沢交通圏	1,003	892	1,268	20.9
	南加賀交通圏	158	141	247	36.0

※上記「令和元年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。))を除く。)の数である。

(別紙)

1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 366 \div \text{実働率}$$

2. 適正車両数の算定基礎数値

【一般タクシー】

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		令和元年度 総実車キロ	需要量 *1	平均総走 行キロ *2	平成13 年度実 車率	平均延実 働車両数 *2	実働率	
							上限 値*3	下限 値*3
新潟	長岡交通圏	4,552,689	4,112,571	11,589,406	0.45	85,810	0.80	0.90
	上越交通圏	2,622,579	2,627,025	6,656,868	0.48	48,500	0.80	0.90
	柏崎市 A	1,166,974	1,036,015	2,893,619	0.48	21,311	0.80	0.90
	新発田市 A	892,382	873,955	2,285,340	0.45	17,745	0.80	0.90
	新潟交通圏	15,056,592	14,649,454	42,208,704	0.42	247,560	0.80	0.90
長野	松本交通圏	5,477,416	5,275,178	14,997,487	0.45	133,277	0.80	0.90
	上田市 A	1,247,996	1,229,201	3,013,450	0.48	22,125	0.80	0.90
	飯田市 A	1,886,917	1,715,350	4,831,147	0.43	41,138	0.80	0.90
	長野交通圏	6,631,645	6,209,788	19,056,544	0.45	151,247	0.80	0.90
富山	高岡・氷見 交通圏	2,386,599	2,237,023	6,126,640	0.47	53,052	0.80	0.90
	砺波市 B、 南砺市	318,184	271,666	875,798	0.46	10,950	0.80	0.90
	富山交通圏	5,036,170	4,864,170	13,268,072	0.49	100,809	0.80	0.90
石川	金沢交通圏	16,442,919	16,172,338	44,238,199	0.39	316,787	0.80	0.90
	南加賀交通 圏	2,810,070	2,835,580	8,350,874	0.43	58,718	0.80	0.90

(別紙)

1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 366 \div \text{実働率}$$

2. 適正車両数の算定基礎数値

【一般タクシー】

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		令和元年度 総実車キロ	需要量 *1	平均総走 行キロ *2	平成13 年度実 車率	平均延実 働車両数 *2	実働率	
							上限 値*3	下限 値*3
新潟	長岡交通圏	4,552,689	4,112,571	11,589,406	0.45	85,810	0.80	0.90
	上越交通圏	2,622,579	2,627,025	6,656,868	0.48	48,500	0.80	0.90
	柏崎市 A	1,166,974	1,036,015	2,893,619	0.48	21,311	0.80	0.90
	新発田市 A	892,382	873,955	2,285,340	0.45	17,745	0.80	0.90
長野	松本交通圏	5,477,416	5,275,178	14,997,487	0.45	133,277	0.80	0.90
	上田市 A	1,247,996	1,229,201	3,013,450	0.48	22,125	0.80	0.90
	飯田市 A	1,886,917	1,715,350	4,831,147	0.43	41,138	0.80	0.90
富山	高岡・氷見 交通圏	2,386,599	2,237,023	6,126,640	0.47	53,052	0.80	0.90
	砺波市 B、 南砺市	318,184	271,666	875,798	0.46	10,950	0.80	0.90
	富山交通圏	5,036,170	4,864,170	13,268,072	0.49	100,809	0.80	0.90
石川	金沢交通圏	16,442,919	16,172,338	44,238,199	0.39	316,787	0.80	0.90
	南加賀交通 圏	2,810,070	2,835,580	8,350,874	0.43	58,718	0.80	0.90

※「平成13年度実車率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

※「平成13年度実車率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

*1 需要量は、平成27年度から令和元年度における総実車キロを基に最小二乗法により算定

*2 「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成27年度から令和元年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値

*3 実働率の「上限値」は80%、「下限値」は90%の数値

*1 需要量は、平成27年度から令和元年度における総実車キロを基に最小二乗法により算定

*2 「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成27年度から令和元年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値

*3 実働率の「上限値」は80%、「下限値」は90%の数値

新			旧																															
公 示			公 示																															
<p>公示第52号</p> <p style="text-align: center;">準特定地域において営業方法の制限を行う場合の減休車率について</p> <p>「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて」(平成26年1月27日付け公示第76号。以下「営業方法制限公示」という。)第3-2.に基づき、準特定地域において営業方法の制限を行う場合の減休車率を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成28年11月4日</p> <p style="text-align: center;">北陸信越運輸局長 江角 直樹</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>県別</th> <th>対象地域</th> <th>対象となる事業者の減休車率の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">新潟県</td> <td>長岡交通圏</td> <td>減休車率10.8%を超える</td> </tr> <tr> <td>上越交通圏</td> <td>減休車率 5.6%を超える</td> </tr> <tr> <td>新発田市A</td> <td>減休車率10.3%を超える</td> </tr> <tr> <td>柏崎市A</td> <td>減休車率 5.8%を超える</td> </tr> <tr> <td><u>新潟交通圏</u></td> <td><u>減休車率12.4%を超える</u></td> </tr> </tbody> </table>			県別	対象地域	対象となる事業者の減休車率の要件	新潟県	長岡交通圏	減休車率10.8%を超える	上越交通圏	減休車率 5.6%を超える	新発田市A	減休車率10.3%を超える	柏崎市A	減休車率 5.8%を超える	<u>新潟交通圏</u>	<u>減休車率12.4%を超える</u>	<p>公示第52号</p> <p style="text-align: center;">準特定地域において営業方法の制限を行う場合の減休車率について</p> <p>「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて」(平成26年1月27日付け公示第76号。以下「営業方法制限公示」という。)第3-2.に基づき、準特定地域において営業方法の制限を行う場合の減休車率を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成28年11月4日</p> <p style="text-align: center;">北陸信越運輸局長 江角 直樹</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>県別</th> <th>対象地域</th> <th>対象となる事業者の減休車率の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">新潟県</td> <td>長岡交通圏</td> <td>減休車率10.8%を超える</td> </tr> <tr> <td>上越交通圏</td> <td>減休車率 5.6%を超える</td> </tr> <tr> <td>新発田市A</td> <td>減休車率10.3%を超える</td> </tr> <tr> <td>柏崎市A</td> <td>減休車率 5.8%を超える</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			県別	対象地域	対象となる事業者の減休車率の要件	新潟県	長岡交通圏	減休車率10.8%を超える	上越交通圏	減休車率 5.6%を超える	新発田市A	減休車率10.3%を超える	柏崎市A	減休車率 5.8%を超える			
県別	対象地域	対象となる事業者の減休車率の要件																																
新潟県	長岡交通圏	減休車率10.8%を超える																																
	上越交通圏	減休車率 5.6%を超える																																
	新発田市A	減休車率10.3%を超える																																
	柏崎市A	減休車率 5.8%を超える																																
	<u>新潟交通圏</u>	<u>減休車率12.4%を超える</u>																																
県別	対象地域	対象となる事業者の減休車率の要件																																
新潟県	長岡交通圏	減休車率10.8%を超える																																
	上越交通圏	減休車率 5.6%を超える																																
	新発田市A	減休車率10.3%を超える																																
	柏崎市A	減休車率 5.8%を超える																																

長野県	松本交通圏	減休車率 17.7%を超える
	上田市A	減休車率 22.5%を超える
	飯田市A	減休車率 17.8%を超える
	<u>長野交通圏</u>	<u>減休車率 13.6%を超える</u>
富山県	高岡・氷見交通圏	減休車率 13.8%を超える
	砺波市B、南砺市	減休車率 13.0%を超える
	富山交通圏	減休車率 13.9%を超える
石川県	金沢交通圏	減休車率 9.9%を超える
	南加賀交通圏	減休車率 13.3%を超える

附 則

この公示は、平成28年11月4日から施行する。

附 則（平成29年10月1日付け公示第45号で一部改正）
この公示は、平成29年10月1日から適用する。

附 則（平成31年4月1日付け公示第83号で一部改正）
この公示は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年4月1日付け公示第97号で一部改正）
この公示は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年8月1日付け公示第22号で一部改正）
この公示は、令和3年8月1日から適用する。

長野県	松本交通圏	減休車率 17.7%を超える
	上田市A	減休車率 22.5%を超える
	飯田市A	減休車率 17.8%を超える
富山県	高岡・氷見交通圏	減休車率 13.8%を超える
	砺波市B、南砺市	減休車率 13.0%を超える
	富山交通圏	減休車率 13.9%を超える
石川県	金沢交通圏	減休車率 9.9%を超える
	南加賀交通圏	減休車率 13.3%を超える

附 則

この公示は、平成28年11月4日から施行する。

附 則（平成29年10月1日付け公示第45号で一部改正）
この公示は、平成29年10月1日から適用する。

附 則（平成31年4月1日付け公示第83号で一部改正）
この公示は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年4月1日付け公示第97号で一部改正）
この公示は、令和2年4月1日から適用する。

新	旧
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第12号</p> <p style="text-align: center;">準特定地域における期間限定減車の取扱いについて</p> <p>タクシー事業を巡っては、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号、以下「タクシー適正化・活性化法」という。）に基づき、供給過剰の進行等の問題が見られる地域を準特定地域として指定し、供給輸送力の削減に向けた取り組みを推進しているところであるが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県の3県（以下「東北3県」という。）は甚大な被害を被り、地域住民は避難生活を余儀なくされ、生活基盤や公共交通を含めた地域としての機能が著しく損なわれているところである。</p> <p>また、依然として福島第一原子力発電所を巡る懸念が解消されず、先行き不透明感が払拭されない中、東北3県におけるタクシー事業についても今後の見通しが不透明な状況に置かれている。</p> <p>さらに、東北3県以外の準特定地域においても、東日本大震災の間接的な影響によりタクシー輸送の急激な落ち込みが見られているところであり、タクシー適正化・活性化法の趣旨を逸脱しない範囲でタクシー事業者の機動的な対応を促進させる観点から、今般、特例的な措置として、東日本大震災に係る突発的な輸送の減少に対応するため一定期間内に実施した減車に限り、その減車分の車両にかかる増車を弾力的に取り扱う「期間限定減車」（以下「期間限定減車」という。）を認める基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成23年5月20日</p> <p style="text-align: center;">北陸信越運輸局長 伊藤 松博</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第12号</p> <p style="text-align: center;">準特定地域における期間限定減車の取扱いについて</p> <p>タクシー事業を巡っては、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号、以下「タクシー適正化・活性化法」という。）に基づき、供給過剰の進行等の問題が見られる地域を準特定地域として指定し、供給輸送力の削減に向けた取り組みを推進しているところであるが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県の3県（以下「東北3県」という。）は甚大な被害を被り、地域住民は避難生活を余儀なくされ、生活基盤や公共交通を含めた地域としての機能が著しく損なわれているところである。</p> <p>また、依然として福島第一原子力発電所を巡る懸念が解消されず、先行き不透明感が払拭されない中、東北3県におけるタクシー事業についても今後の見通しが不透明な状況に置かれている。</p> <p>さらに、東北3県以外の準特定地域においても、東日本大震災の間接的な影響によりタクシー輸送の急激な落ち込みが見られているところであり、タクシー適正化・活性化法の趣旨を逸脱しない範囲でタクシー事業者の機動的な対応を促進させる観点から、今般、特例的な措置として、東日本大震災に係る突発的な輸送の減少に対応するため一定期間内に実施した減車に限り、その減車分の車両にかかる増車を弾力的に取り扱う「期間限定減車」（以下「期間限定減車」という。）を認める基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成23年5月20日</p> <p style="text-align: center;">北陸信越運輸局長 伊藤 松博</p>

記

1. (略)

2. 期間限定減車期間

令和4年7月31日までとする。

ただし、1. の対象地域（以下「対象地域」という。）の実情や社会情勢を考慮し、期間の延長を行うことができることとする。

3. ～5. (略)

附 則

この公示は、平成23年5月20日から施行する。

(略)

附 則（平成30年7月27日付け公示第25号で一部改正）
この公示は、平成30年7月27日から適用する。

附 則（平成30年8月24日付け公示第37号で一部改正）
この公示は、平成30年8月24日から適用する。

なお、改正日現在において、期間限定減車を実施している車両については、この公示2. に記載されている期間までは認めることとする。

附 則（令和元年7月31日付け公示第30号で一部改正）
この公示は、令和元年7月31日から適用する。

なお、改正日現在において、期間限定減車を実施している車両については、この公示2. に記載されている期間までは認めることとする。

附 則（令和2年7月27日付け公示第14号で一部改正）
この公示は、令和2年7月27日から適用する。

なお、改正日現在において、期間限定減車を実施している車両については、この公示2. に記載されている期間までは認めることとする。

附 則（令和3年7月30日付け公示第19号で一部改正）

この公示は、令和3年7月30日から適用する。

なお、改正日現在において、期間限定減車を実施している車両については、

記

1. (略)

2. 期間限定減車期間

令和3年7月31日までとする。

ただし、1. の対象地域（以下「対象地域」という。）の実情や社会情勢を考慮し、期間の延長を行うことができることとする。

3. ～5. (略)

附 則

この公示は、平成23年5月20日から施行する。

(略)

附 則（平成30年7月27日付け公示第25号で一部改正）
この公示は、平成30年7月27日から適用する。

附 則（平成30年8月24日付け公示第37号で一部改正）
この公示は、平成30年8月24日から適用する。

なお、改正日現在において、期間限定減車を実施している車両については、この公示2. に記載されている期間までは認めることとする。

附 則（令和元年7月31日付け公示第30号で一部改正）
この公示は、令和元年7月31日から適用する。

なお、改正日現在において、期間限定減車を実施している車両については、この公示2. に記載されている期間までは認めることとする。

附 則（令和2年7月27日付け公示第14号で一部改正）
この公示は、令和2年7月27日から適用する。

なお、改正日現在において、期間限定減車を実施している車両については、この公示2. に記載されている期間までは認めることとする。

この公示2.に記載されている期間までは認めることとする。

別紙 ※特定大型車及び大型車については、変更がないため記載を省略している。

現 行 運 賃

運賃（時間制運賃）

車種区分	初乗運賃	加算運賃
普通車	30分まで 3,300円	10分まで 1,100円 20分まで 2,200円 30分まで 3,300円

申 請 運 賃

運賃（時間制運賃）

車種区分	初乗運賃	加算運賃
普通車	30分まで 3,100円	10分まで 1,040円 20分まで 2,070円 30分まで 3,100円